

## 情報セキュリティ取扱基準

### (安全対策等)

第1条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、情報システム（データ（情報システムによる情報処理に係る入出力情報をいう。）を処理するためのシステムで、コンピュータ、通信網、プログラム等により構成されるもの）の信頼性及び安全性を確保し、並びにデータ保護（個人情報その他のデータの漏えい、滅失、損傷等を防止すること）を図るため、必要な措置を講じなければならない。

### (機密の保持等)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

### (複写・複製の禁止)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたり、甲又は甲の関係者から提供された資料及び情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等をいう。以下同じ。）について、甲の承認を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

2 甲の承認を得て複写又は複製を行う場合には、業務遂行の目的に照らして必要最小限の範囲で行うものとし、情報漏えい防止のための措置（暗号化、アクセス制限等）を講じなければならない。

### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたり、甲又は甲の関係者から提供された資料及び情報資産を、甲の承認を得ることなく第三者に提供してはならない。電子メール等の電磁的方法による提供も含むものとする。

2 甲の承認を得て第三者に提供する場合には、提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、情報漏えい防止のための措置を講じるとともに、必要に応じて記載情報の削除又は匿名化等の措置を講じなければならない。

### (持ち出しの禁止)

第5条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたり、甲又は甲の関係者から提供された資料及び情報資産を社外に持ち出してはならない。

2 甲の承認により持ち出す場合には、持ち出し先及び保管方法を事前に甲に報告し、情報漏えい防止のための万全の措置（施錠可能な保管庫の使用、持ち出し記録の作成等）を講じなければならない。

### (従事者への教育)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者（乙

の組織内にあって直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。)に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第7条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者にこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、資料や情報資産を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第9条 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合であって、もはやその必要がなくなった場合には、乙は、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は隨時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立入り検査)

第11条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立入り検査(甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第12条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第13条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、当法人における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。